

食品による緊急事態等の考え方

資料4 - 1

1. 食品安全関係府省の枠組みで対応を検討する事案

基本要綱の対象となる緊急事態等		例示	主に対応する実施要綱
	被害が大規模又は広域であり、かつ、食品安全委員会及びリスク管理機関の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案	食中毒 (O157等)	食中毒要綱
	科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案	急性脳症多発事例	
	又は に該当しないが、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案	(ダイオキシン類)	

2. 食品安全関係府省の枠組みを超えた対応が行われた場合に食品安全委員会が関与する事案

食品に関わる緊急事態	例示	主に対応する実施要綱
政府全体で対応することが決定され、食品安全委員会が関与することとなると考えられる事案	食品テロ ・ 原子力災害による 食品汚染	